

## 紹介

### イギリス農村工業の成立と

### その史料

——キヤラスーウィルソンの近業によせて——

近藤 晃

かつて大塚久雄教授は資本主義形成の基本線を独立・自由な「小商品生産者層」の生成とその自己分解にもとめるべきであると提唱され、さらにその「小商品生産者層」の抬頭が、封建制の物質的な土台（＝第一次的生産関係）たる共同体的諸関係をも根底から崩壊にみちびき、これを全面的に克服する方向に推しすすめられていく基礎には、いわゆる『共同体内の分業』——あるいはヨリ歴史的に表現すれば『局地的分業』——の展開があることを指摘してつぎのようにいわれた。

『共同体内の分業は実には封建社会の物質的土台をなす生産の共同体的組織のうちに、初めから、といつても勿論自然経済

イギリス農村工業の成立とその史料

のうちに埋もれた形ではあるが、包含されている……（この場合には）商品生産は流通は未だ共同体組織の外枠のうち閉じこめられており、価値法則は作用しつつも、共同体的規制に従属せしめられて貫徹されえないでいる。ところで、社会的生産諸力の発達——農・牧業における労働生産性の上昇を基底とする手工業生産のより以上の展開の結果、この共同体内の小生産者層を内側から捉える分業が、もはや中世都市にギルドの内部にも閉じこめられたい程度にまで拡充されるに至ると、こんどは遂に都市外の農村地帯のそここに、旧来の共同体規制をもつてしては到底手に負えないような局地的な分業圏が現われ始める。……（これに根ざす）農民の貨幣経済の拡充にもなつて、そここに局地的取引の中心としてギルド的構成をもたぬ市場町や、それを圍つて農村工業地帯などが漸次に姿を現わし、かかる形で全く新たな局地的市場圏が形成されてくる。……<sup>(1)</sup>』

この『局地的市場圏』こそ『資本主義社会の原型』であると規定された大塚教授は、さらにその理論的な根拠としてとりわけつぎの二点に注意を喚起しておられる。

（一）この『局地的市場圏』の内部では、市場価格の変動は総じて「生産費」への収斂性を示し、一市場、一価格、という客観的な事実を成立せしめる傾向をうむのであるが、こうした事態は『旧い共同体的規制に代つて今や価値法則が再生産を規制し始めている事を意味する。』このことは、中世都市を基盤とす

る前期的市場にあつては、そのギルド規制と特権の一つの経済的帰結として、価格決定に固有の「偶発性」・「恣意性」が表示される事実と鋭い対照をなすこと。

(二) 『局地的市場圏』で取引される商品は圧倒的に市場圏内の小生産者のための生産手段と消費資料であり、これにより当該市場圏内の小生産者の「小商品生産」としての再生産が媒介され、同時にまた労働力の再生産も果される。これこそ旧来の共同体的再生産機構とも異り、またこれの補足的に派生的契機として存立する前期的な市場機構とも範疇的に異つた新しい再生産機構の成立であり、いわゆる「民富」——独立・自由な小商品生産者による「萌芽的利潤」の蓄積形態——も、この「局地的市場圏」を通じて形成される。

この『局地的市場圏』の成立と価値法則の作用により、小商品生産者層の内部にはただちに必然的に競争の關係が発生し、新しい階級關係(資本・賃労働關係)の形成を指向する動きが始まるのであるが、世界的には、ひとまずかかる事態は小ブルジョア経済の一般的繁榮(民富の広汎な蓄積)という歴史的事実が強く打ちだされてくることになるし、これとともに、封建的諸規制と特権的な隔地間商業との衰頹過程が同じくまず歴史の表面に現われてくるのである。<sup>(3)</sup>

『局地的分業』とこれに基く『局地的市場圏』こそ資本主義発達達の歴史的起点たる小ブルジョア経済拾頭の基盤であるとする大塚教授の所論は、おおよそ右のように要約できるであらう。

大塚教授の『局地的分業』に関する理論は、マックス・ウェーバーの一連の論述もさることながら、きわめて多くの点でW・I・レーニンの論稿『いわゆる市場問題について』(一八九三年)<sup>(4)</sup>に拠っていることは明かなところであり、この論点への着想は、すでに一九四七年に公表された論文『近代化の歴史の起点』<sup>(5)</sup>のなかにも与えられている。しかし、その後、マルクスの遺稿『資本制生産に先行する諸形態』<sup>(6)</sup>が本邦の学界にもたらされるにいたり、氏の「共同体」理論とともに、この「局地的分業」論もまた体系化され世に問われたものである。また、この大塚教授の設問がその後の学界の動向によって正しく評価され、これによって与えられた研究上の路線にそつて幾多の注目すべき労作<sup>(7)</sup>が<sup>(7)</sup>つきつぎと<sup>(7)</sup>うみだされてきたこともすでに周知のとおりである。

こうしたパースペクティヴを有する『共同体内分業』ないし『局地的分業』は、さきの大塚教授の指摘に明示されているように、農村工業の發展、わけてもイングランドにおける農村の毛織物工業の發展過程のうち<sup>(8)</sup>にそのブルーム・モービルとして作用し、自己を鮮明に表示しているのであるが、このような社会的分業の展開に根ざす『局地的市場圏』に培われていちはやく形成された毛織物マニファクチャを波頭として、世界史上もつとも正常かつ自生的なイギリス産業資本の成立がもたらされたとすれば、今日、本邦における多くの研究的エネルギーが、この農村の毛織物マニファクチャとその再生産の拠点で

ある『局地的市場圏』のいっそうの解明に投入されるのもきわめて当然のことといふべきであろう。

(1) 大塚久雄『資本主義社会の形成(続)』(弘文堂社会科学講座 W「社会問題と社会運動」)一四三頁。

(2) N. S. B. Gras, The Evolution of the English Corn Market from the 12th to the 18th Centuries, 1926. pp. 29, 34, 44. 大塚氏前掲稿一四三頁。

(3) この段、大塚氏前掲稿一四〇—一四六頁。同「欧洲経済史」(弘文堂経済学全集Ⅷ)第二章第三節。

(4) W. i. レーニン・飯田貫一訳「いわゆる市場問題について」(国民文庫一一四、「レーニン全集」第一巻、等)

(5) 大塚久雄「近代化の歴史的起点」(学生書房)第一論文。

(6) K. Marx, Formen, die der Kapitalistischen Produktion vorhergehen. 飯田貫一訳『資本制生産に先行する諸形態』(ロシア語より重訳)「歴史学研究」第一二九号所収。マルクスの同遺稿はその後一九五二年、ベルリンのディーツ・フェアラークより原文が公刊され、これに基いて佐藤進氏による直接の訳業が行れた(河出書房大思想全集「マルクス」所収)。

(7) たとえば、大塚久雄・吉岡昭彦「リーランドの『紀行』に見えたる当時の社会的分業の状態——マニユファクチュア期間開始点に於ける国内市場の地域性について——」(『経済学論集』第二十一巻、第二・三合併号)。船山栄一『絶対王政成立期における社会的分業の存在形態』(『歴史学研究』第三〇七号)。同『社会的分業の展開と小ブルジョワ経済の形成』(『社会労働研究』第二十

イギリス農村工業の成立とその史料

号)。田中豊治『十六世紀イングランド東部における国内市場の展開』(『商経法論業』第七巻第三号)等々。

さて、この大塚久雄教授の問題提起に端を発する一連の研究動向の重要性に注目するとき、われわれは最近公表されたロンドン大学のキアラスウィルソン教授 E. M. Carrus-Wilson の論稿「Evidences of Industrial Growth on Some Fifteenth Century Manors (Economic History Review, 2nd Series, Vol. X, No. 2, 1959) につよい関心をいだかざるをえない。それは、この論稿がマルクスによって「民富」の形成期と規定されながらも、なお実証的にはイギリス経済史における一つのダウンケルな局面とされている十五世紀の農村事情を対象にしていること、また、取扱われている地域があは「織布工条令」の適用を拒否せしめたほどの強力な農村工業と小ブルジョワ経済の成熟を示したイングランド西部であり、しかも農村工業の生成と土地所有規範との関連性について、いくばくかの論及をおこなっていることによるものである。以下、このキャラスウィルソンの論文の概要について簡単なスケッチを試みることにしたい。ただ、一方において可能なかぎり忠実な紹介たることを期する半面、適宜小見出しを付してわれわれの関心の所在を示すこととなる。

(8) K. Marx, Das Kapital, Bd. I, SS. 755—756.

(9) G. Unwin, The Merchant Adventurers' Company in the Reign of Elizabeth. in: R. H. Tawney (ed.),

Studies in Economic History : The Collected Papers of  
George Unwin, 1927, p. 189.

## II

キャラスウィルズンが中世後期以来すくえて農村工業として成長をつづけてきたイングランドの毛織物工業の初期の歴史に注目する場合、まず念頭において問題はずきのような諸点であった。(一)村落生活の基調は、当時、農村工業の成立によってどのように変化したか、(二)手工業者はマナーの秩序にいかにして適合したか、(三)『シェントルマンに匹敵するほどの家財をもつ家があり、そこで彼らは布を作り農耕を営み羊や牛を飼育する』と評された織元の居住地『Great fermes abroad in the country』の所在如何、(四)農村の産業的發展はいづ開始されたか、等々。フランドルやイタリアの毛織物工業の都市中心的な發展形態に比して、イングランドのそれが著しく中世都市の外側の農村に拡散し、とくに十三世紀以降、縮絨工程の技術的革新を契機に農村工業として抜きがたい様相を示すにいたったことをさきに指摘したキャラスウィルズンにとっては、むしろ当然の設問といふべきであろう。これらの従来の答えられるところの少かった問題を説明すべく、ヨークシャーのウェスト・ライディング地方やイースト・アングリアとならんで農村工業の繁栄の中心となった十五世紀の西部地区——おもにグロスターシャーのストラウドウォーターとウ

イルトシャーのキャスル・コム——を対象に所期の分析が進められている。

ストラウドウォーター Stroudwater の發展 二のスト

ラウドウォーターは、本来はその名も示すように村落ではなく、コツウォルズ Cotwolds 地方の台地にある二つの村落 (Minchinhampton, Bisley) の中間に横たわる溪流にそった地域であったが、ほぼ十三世紀の後半以降、産業的繁栄の立地として飛躍的な發展をみせるにいたった。このストラウドウォーターの發展の概要は一三三四年と一五二三年の『lay subsidy assessment roll』によってあつげることができる。これらの史料によれば、課税対象の相異やその記載形式の差異に妨げられるとはいへ、イングランド各地の富の比重が当面の二〇〇年間にいかに変化したかを知ることができるのである。たとえば、リンカンシャーやノーフォークの場合には、一五二三年の税額は一三三四年の数字とはほとんど変っていないにもかかわらず、グロスターシャーに関する数字は、同じ二〇〇年間に、六二パーセント以上の富の増大を示唆している。わけてもストラウド溪谷の南岸にそった台地上のビスレイについては、前回の約一三倍以上にのぼる税額が記録され、対岸のロドバラ Rodborough についても約五倍の税額が記されているが、ことにビスレイのこの数字はこのコツウォルズ地域の首都サイアレンセスター Cirencester をさえ凌駕するものとなっている。とくに注目すべきことは、十六世紀の史料には新しい納税者の

範疇として「賃金労働者 wage-earner」が記録されてくる事実であるが、しかもこの「賃金労働者」の存在は富の増大の著しいところで最も顕著であり、さきのビスレイにおいては全納稅者二五人のうち一二二人は「賃労働者」とされている。

しかしこうした《lay subsidy rolls》からえられる知識にはひとつの大きな欠陥がある。それは、この史料に拠るかぎり、旧来からの台地上の村落の発展にのみ注目することとなり、ストラウド溪谷内の低地に陸続と抬頭しつつにグロスターシャーの産業的発展の基幹をなすにいたった多数の小産業集落についてはほとんど知ることができないからである。

ストラウド溪谷の土地制度　この溪谷地帯の産業的繁栄には種々の好条件がみいだされる。良質の「コツウォルド種」の原毛がとくに十五世紀以来豊富にしかも手近なところから供給されたし、これに伴って羊毛商人の活躍も顕著であった。縮絨用の白土 (fullers' earth) も溪谷内へ産出されたし (とくに Chalford, Rodborough, Avening) ；プリストールは生産された毛織物の輸出市場への捌け口であるとともに輸入染料を提供した。またこの地域を流れる豊富な溪流は染色と縮絨の好条件となり、ことに《fulling mill》の設置には恰好の場となった。しかし、これらの諸条件とともに、土地制度もまた、この地域の産業の発達に適合的であったことも看過できないところである。それは、旧くからこの溪谷をいに一種の「孤立農圃 isolated hamlets」である《mill site》が特徴的な存在を

みせていたが、これがのちの産業的発展の起点となったからである。

ストラウド溪谷を南北から挿む二つのマナー、ビスレイとミンチンハムプトンは、いづれも土地制度からすれば二重の構造をとっていた。一方では、台地においてそれぞれ開放耕地制度オプンフィールドシステムに基く有核村落 (nucleated village) としての構造をとり、十三世紀には《virgater》、《half-virgater》たる農民層をその周辺にもつ直営所領経済の発達がみられるのであるが、同時に、ストラウド溪谷とその支流にそって、しばしば約一ハイドほどの孤立した定住地の集団をも有していた。「ドゥメスデイ・ブック」には、ビスレイについて五、ミンチンハムプトンには八ヶ所の水車の存在が記載されており、さらに後者のマナーについては、一三〇〇年の「慣例集」が同様に八ヶの水車の所在を示している (Colcombe, Chalford (2), Wymberley, Brimscombe, Branchcombe, Longford, Nailsworth)。これらの孤立農圃の水車群はほぼ十三世紀の後半以降明かに縮絨のためのそれとして利用されたのである。数箇の家族によって維持される水車の周辺にはしばしば染色工ダイヤーズや織布工の存在がみとめられた。前出のミンチンハムプトンの「慣例集」は九人の者が縮絨用白土の採掘に当たっていたことを明かにしているが、そのうちの四人は「Fuller」というサーネームであった。また「Robert de Bristol」なる者は新しい水車による縮絨技術をもとめてプリストールから移住した縮絨工であることを暗

示している。このように十三、四世紀にはすでに水車を中核として手工業者が蝟集する傾向が察知できるのであるが、一三八一年の「人頭税報告書 Poll Tax Return」は、二つのマナーのいづれについても、この点に照応する職業分化を示していない。それによれば、なお過半の住民は単に農民ないし牧羊農民とされているのみであり、それ以外にはミンチン・ハムプトンについで《smith》、《brewer》、《tailor》、《fishmonger》、《merchant》が僅かに記載されているにすぎない。この地域の毛織物工業の発展が漸く史料の表面に強く刻まれてくるのは十五世紀中葉以後のことである。

フリング・ミルと再小作 若干の《court roll》の示すところによれば、十五世紀の中葉以降、土地価格の急激な騰貴がみられ、これと並行してしばしば高率の賃貸料によってフリング・ミルが再小作の対象とされる実例が現われてくる。たとえば、ロングフォードのフリング・ミルは固定地代一五志四片片であったが、一四五〇年六六志八片で再小作にたされている。ピュンリーのそれを一二志の地代で保有していた Alexander Noble は、一四三八年、不法に再小作にだした理由により出廷を命ぜられた際、四三志四片の《fine》を支払ってこれを合法化することに成功している。これもまた、当時フリング・ミルの再小作がいかに高額の小作料をもたらしたかを示す一つの証左といえよう。

定期小作化の対象は水車に限定されず、しばしば水路にまで

及んでいる。ほとんどの水路はこの時期に定期小作の対象とされ、また古い小作契約はヨリ高額の小作料の把握を目的として改訂される傾向もみいだされる。一四四七年から一四五九年にかけてピュンリーの《account roll》は一六件にのぼる水路の貸出を記録している。一例を示せば William Bigge は四志六片の地代で自己の家から Walkbridge の水車にいたる水路とそこからさらに Ladysnoore's mill にいたる水路を終身の定期小作として領主から借地したが、これは旧来の六片の地代による借地契約を改訂したものである。ほぼ同様な事例はミンチン・ハムプトンについてもみいだされる。

このような溪流ぞいの低地域における水車と水路の定期小作化の展開は、その帰結として、土地制度にきわめてインフォーマルな事態を招来し、またこの地域に台地上の母村とは異った経済的な独自性を刻印することになる。Chalford とよばれる《tenement》は、ピュンリーにたいして穀物水車一、縮絨水車二、住居、森林二〇エイカー、採草地四〇エイカー、放牧地二〇〇エイカーのための地代を支払い、別途にミンチン・ハムプトンにたいして、川むこうの三つの囲い地 (cote) —— 採草地二〇エイカー、放牧地二〇エイカー、耕地二ヴァーギツ——の地代を支払うにいたった。このように『溪谷内の多くの水車の所有者は二つのマナーのテナントとなった。いまや水流は法的にはともかく(双方の)境界線としてはほとんど意味をもたなくなつた。ストラウドウォーターは、台地上の古い村落のそれとはま

「まったく異った独自の生活を育みつつあったのである。」(ibid., p. 194)

染色と縮絨への專業化傾向と縮絨工の存在形態　ヘンリー六世の治世末期ごろには、このストラウド・ヴァレイは、右のような發展過程の結果 Longfords, Walkbridge, Chalford などの縮絨水車を中心として明かに縮絨、染色、仕上の諸工程に專業化していく傾向を示してくる。いま Chalford の水車をめぐる長い係争の過程を通して專業化傾向に探りを入れるならばこうである。この水車保有地は本来ピスレイの領主に二六志三片、ミンチン・ハムプトンに五志六片の地代を納入していたが、一時ロードバラの縮絨工に四三志三片で再小作にだされていた事例にも明かなように、近在の縮絨工や織元がほとんどつねに高率小作料を負担する再小作人として登場しており、これに関連して蠶毛工の存在もみとめられた。これらの縮絨水車は明かにマナー外の織元層のためにも手間賃をえて広く縮絨をおこなっていた。サイアレンセスターからも縮絨のために多量の布が送られてきた。一四五九年、同市の織元 John Stoby は、未検査の布を縮絨した科により毛織物検査官 (inspector) の追求を受けたが、その際「プリストル・レッドに染められた彼の布はストラウド溪谷の六人の縮絨工に送られ、約三週間のうち嚴重に荷づくりされ、馬で約八哩の道を送りかえされていたことが明かにされている。

水車の事実上の占有者はその営みを縮絨に限定せず、これを

中心とする仕上諸工程に自己を專業化させていったことは右のような事態からも窺われるのであるが、彼らはしばしば単なる縮絨工ではなく、さらに富裕な人々であった。たとえば、その一人である縮絨工 William Haiday はミンチン・ハムプトン・マナーの全直営耕作地と全牧羊地とすべての建築物を一括して借受ける『総借地農』であったが、彼の息子は再小作人としてロードバラに水車と染色場を有していた。また若干のものは十五世紀の末葉には自ら毛織物を生産し、市場においてこれを販売する「織元」へとその営みを次第に拡げている。一四七六年の『Patent Roll』はロードバラの縮絨工 John Grymer について『alias of Stroudwater, clothman』と記し『Edmund Benet』は『alias of Stroudwater, clothmaker』と記している。こうしたストラウド溪谷の縮絨工の転身に呼応して、サイアレンセスターの織元が縮絨水車の存在に誘われて移住してこれと合流するという事実がみられる。たとえば、一四九七年に『遺言書』を登記した John Benet は、自らサイアレンセスターの出身たることを明記したが、彼れは他方では Stroud, Stanly Regis, Redborough にそれぞれ一つの建物を持ち、ロードバラには若干の水車を所有して直接その運営に当り、少くとも十四人以上の労働者を雇傭していた。

こうして十五世紀の末葉には、ストラウド溪谷の産業的繁栄はその流水を利用した水力縮絨と染色に特徴づけられつつきわめて顕著となり、ヘンリー七世の初年には、生産された毛織物

の銘柄クストラウド・ウォータークは国内はおろか大陸の市場でもその名を知られるにいたった。かつてミンチン・ハムプトンの直営地生産物をロンドンに送付していた水陸のルート——サイアレンセスター↓ヘンリー Henley ↓ロンドン——は、いまや村民の毛織物をブラックウエル・ホールへ搬入する徑路になりかわった。毛織物生産の担い手となった人々は、たとえ母村の教会に葬られるべき人々であつたにしても、その水車と染色場に近接した溪谷内の家々に居住し、住居の周辺に穀物畑、牧草地、森林を配して生計を営んでいた。彼らに備われた人々もまた多くの場合溪谷内の小屋に住んでいる人々である。

農村工業の発展とマナー文書 一連のマナー文書にしたがつて十五世紀の農村の実情を捉えようとする企ては、ほとんど不可能に近いといわなければならない。この問題についてキャラクターウィルソンはつぎのように述べている。——『マナーの地代帳や会計記録は……なるほどある封建領主の土地からする収入をわれわれに教えるであらうし、水車や張杵 tenter の存在を指示し、ある時点における水流や林野の開発の増大を明かにするかもしれない。しかし、それらは住民の動きや地価の変化に関してはほとんど何の情報も提供できず、また誰が土地の現実の占有者であるか、また彼らがそれをいかに利用したかについてすらわれわれに示しえないのである。ミンチン・ハムプトンやビスレイの場合にも、マナー領主にもたらされる諸収入は、ヘンリー五世の治世からヘンリー八世の治世にいたるまで

事実上變つていない。……会計記録も地代帳もその土地に住む人々にとつてはまさに明白でなければならぬはずの新しい富や抬頭しつつある営みをまったく反映させていないのである。』そして若干の裁判記録のみがたとえマナー領主に支払われる地代と現実の市場における詳細との間のはなはだしい懸隔に触れていることを述べたのち、さらに語をついで、『マナーの会計記録は、それがいかに豊富であらうとも、事実上すでに化石化しており、中世後期のイギリス農村の現実の世界については、何等われわれに語るものではない。』(ibid. pp. 106—107) と断じている。したがつてこの時期の産業的進化に特徴づけられた農村史の研究は、マナー文書の体系よりも、むしろ偶発的に供せられる諸史料、たとえば「遺言書」や各種の「捺印証書 deed」、国王裁判所の係争記録などに拠らねばならないのである。ストラウド溪谷に関する右の研究もこうした史料的条件にたつてなされたものである。

### III

キャスル・コムのマナー ウィルトシャーの北西、グロスターシャーとの境界線に近いこのキャスル・コム Castle Combe もまた毛織物工業の発達によって特徴づけられたマナーであるが、ここでは十五世紀の初年以來所領管理に意欲を示した領主ジョン・ファストーフ Sir John Fastolf とその意を体した執事ウィリアム・オブ・ウスター William of Worcester



に恵まれたという事情から、執事によるかなり詳細な「備忘録」が記録され、一連の裁判記録とともにこのマナーの産業的進化をあとづける恰好の史料となっている。

キャスル・コムもまた、さきのストラウド溪谷のマナーと同様に二重の構造をとるマナーであった。マナーをよぎる流れにかけられた橋を挿んで、一方の Lower Castle Combe には教会、マナー館、市場等があり、他の側の高台にはマナーの耕地をもつ独立した村落 Upper Castle Combe があつたが、この部分には流れにそって旧くからの水車定住地が存在していた。

一三四〇年の地代帳によれば、このマナーには五五人の農民が居住し、そのうちわけは、一ないし二ツアーギトの保有者二〇人、二分の一ツアーギトの保有者一人、小屋住農二一人となつており、さらに四ヶ所の水車 (cornmill 3, fulling-mill 1) についてそれぞれ特権的な土地保有者の存在がみとめられる。ストラウド溪谷の場合と同様に、この水車保有者の一群はこのマナーの産業的發展の端緒として注目しなければならない。一三三二年、このマナー直営地耕作は廃止され、それにもとない農民のすべての賦役は金納化し、全直営地は年間五磅の地代ですべて貸出された。

十五世紀前半の毛織物工業 このマナーにおける毛織物工業の生成は、すでに十四世紀の中葉における縮絨工家族の抬頭によつて確認できるのであるが、彼らこそ執事ウィリアム・オブウスターが『この地において羊毛と毛織物の職人となつた最初

イギリス農村工業の成立とその史料

の住民』と評した手工業者であつた。そのうちの William Toucher は、一三四九年に小屋の保有者となり、次いで水車の占有者となつた。また一三七四年 Thomas Toucher は、一〇磅を超える《entry fine》を支払つて先の保有者にかわつて Playstedes の縮絨水車の占有者となつている。しかし十五世紀の前半以降、この地の農村工業は急速にマナー内外の史料面に登場してくるようになり、毛織物工業の有力な立地として強い印象をあたえるにいたつた。

当時キャスル・コムは毛織物工業を繁栄に導いた有力な誘因として、自領の毛織物を積極的に買上げた領主ファストーフの政策をあげなければならない。一四一五年から同四〇年にかけて、ファストーフはクラレンス侯とともにフランスに進攻したのであるが、その際、彼れは自己の軍隊を装備する目的から『二年以上にわたり……毎年一〇〇磅以上の紅白の布をキャスル・コムにおいて自己の農民から購入した。』そしてウィリアム・オブ・ウスターは『こうした方法で彼れはキャスル・コム、オクスンデン Oxenden、バサムプトン・ウィリィ Barthampton Wylys の各マナーからする地代や諸利益をキャスル・コムに彼の農民や織元に分配した。』とこうした領主の買上政策は執事の目には『この村の common wealth and store とそこにたてられた新しい建築物の増大の基本的な原因の一つ』として映じたのであるが、この毛織物生産にもとづく《common wealth》の増大は、マナーの《balliff's accou-

ns』によって新たな視角から指摘されている。それはこの史料の一記載項目『保有地を有することなく村落内に居留する者の外来者税 (chavagium)』によるものである。この税金はマナー内の使用者を保証人とする外来の手工業者や労働者が毎年二片宛支払うものであり、この記載事項から、十五世紀前半のキャスル・コムにおいては、マナー外部からトラウブリッジ Trowbridge の織布工、ミンチンハムプトンやプリストルの縮絨工らを含む多数の手工業者や非農業労働者が陸續と流入し、そこで毛織物の生産に従事した事実を明瞭に捉えることができる。その数は一四三五―四〇年に約五〇名、一四四〇―四五年に約六〇名、一四五〇年には約七〇名と上昇の一途をたどっている。執事ウィリアムも『そこには、マナー内で生計をたて court roll に示された古い慣習にしたがってそこに居留するために、ミクルマスに各二片を支払う外来の手工業者や労働者たちがいる。』と記している。

キャスル・コムの織元層 縮絨水車を基軸として広範に外来の手工業者や労働者を吸引しつつ発展するキャスル・コムの毛織物工業は、すでに十五世紀の中葉にはブラックウエル・ホールにおいて "Castlecombe" なる銘柄を成立せしめるまでに成長した。この時期に指導的な役割を演じた「織元層」については不十分ながらも若干の知識をもつことができる。以下、二三の織元についてその営みをみればこうである。

(一) アダム・マート・ヒル Adam atte Hill

一四一八年に五人の土地をもたぬ職人を雇備していた織元アダムはまたその職名を「縮絨工」とも「染色工」ともよばれていた。彼れは若干の保有地とともに縮絨水車を所有しており、また自ら若干の羊を飼育していたが、織布に要する原毛の一部は別途に購入して補っていた。また縮絨水車のほかに職名の示すように染色場を自己の保有地内に設け、自身の布はもとより、加工賃をえて他の織元のためにも縮絨や染色をおこなっているが、そのほか彼が『人々を欺いて』不当に幅出し (fentering) をおこなって罰せられているところから、その作業場には明かに幅出用の張枠もそなえられていた。一四三五年にアダムは死亡したが、その息子 (clothmaker) は家屋と縮絨水車を含む遺産を相続するにあたって八磅の《entry fine》を支払い、また一四〇七―八年にアダムが二磅一三志四片で継承権を購入した Lower Castle Combe の土地のために新たに三磅を支払っている。

(二) ウィリアム・ヘインズ William Haynes

ウィリアム・ヘインズは「織元」というよりはむしろ多くの水車の保有者として大をなしたように思われる。一四三五年に死亡してその豊かな財産を妻が継承したのであるが、その際領主の委員会が推算した遺産の総額は三、〇〇〇マークにのぼるほどであった。この評価額には問題があったが、その内訳は金、銀、家具、債権、家畜等のほかマナーの建物の一部、店舗、広い水車保有地 (水車三、家屋一) を含むものであった。この最

後の水車保有地は、本来は一軒の家屋と穀物用、縮絨用各一の二つの水車を擁するもので、一四一九年、ヘインズが継承権を五磅で買入れ、同二九年さきの保有者 Thomas Crump が死亡したのち直ちに一九志一〇片の地代で引ついでいる。その後ヘインズはここに布に氈をたてる画期的な氈立水車 (Sigmil) を建設した。この氈立水車はイングラントで確認できる最初の設置例である。

(三) リチャード・ホールウエイ Richard Halwey

ヘインズの妻の兄弟になるこのホールウエイは織元であると同時に水車保有者でありまた農民であった。すでに三つの家屋と若干の耕作地と一エイカーの林野、それに一つの縮絨水車を保有していた彼れは、一四四〇年さきに Colham Wood にそつた低地に二つの縮絨水車を定期小作として獲得して経営を拡大した。彼れの雇傭する無保有の職人は、一四四〇年には従来の三人から六、七人にふえ、同五〇年頃には九人に達しているが、そのうちの一人は十二年間彼のために働いている織布工であり、他の一人は十五年彼れに傭われていた。この織元の財産は、ウィリアム・オブ・ウスターによれば、キャスル・コムのほかさらに Littleton Drew, Chippenham にも存在したことが記されている。

(四) ウォルター・パッワー Walter Power

織元層の出自について語ることは決して容易ではないが、在来のキャスル・コムCastle Combeの村民のみでなく外来の手工業者の階層か

ら抬頭した織元も少くないように思われる。この織元ウォルター・パッワーも外来の手工業者から身をおこした一人である。彼れはアイルランドの出であり、キャスル・コムにおいて一四二〇年から三五年まで織元の一人ロバート・ウェップ Robert Webbe のもとに七人の職人の一人として傭われていたが、その間次第に財を蓄えて一四四一年一ウァーギトの土地と一¼エイカーの林野が附属する家屋敷の継承権を一三磅六志八片で買

取り、同年一〇〇磅を投じて自己の家を建てている。こうして二年のち、パッワーはこれらの所有権をえて「外来者税台帳」から削除されたのである。彼れもまた自身の労働者を幾人か雇傭しているが、そのうち二人はウエイルズの職人であった。その後一四五七年彼れは領主との間に新らしく九九ケ年の定期小作契約を結んでいるが詳細は明かでない。しかし彼れもまた明かに富裕な織元の一人であり、その家は金匠から購入した装飾品で飾られていた。

キャスル・コムCastle Combeの「ジャーニーメン」と徒弟 織元層の下にはさきの記述からも明かなように、《capitagrarii》ないし

《garciones》とよばれる外来の中産の手工業者の一回が存在している。そのうちには前記のパッワーの場合にみられるように織元として上昇をとげる一群もあるが、他方自己の立場を改善する能力に欠けて終始賃労働者wage labourerに甘んずる多くの人々も存在する。彼らについてはほとんどの史料が組織的な記載をおこなっていないため詳細を明かにすることはできないが、

『court roll』の刑事事犯に関する記録にはしばしばこの種の「ジャーニーマン」の範疇に属する人々の名が現われて、この階層の存在を明かに示している。また、このジャーニーマン層の下には何らの技術的な陶冶も受けず純然たる奉公人として織元の作業場に編成されている労働者も存在した。彼もまたマナーの諸史料には登場しないのであるが、織元の遺言書の遺贈対象としてしばしば記録されてその存在を明かにしている。

これらの労働力の管理・統制はマナーの新しい課題となっており、一四四四年、縮絨工と染色工から二人の管理官 (Warden) —— その一人は前記の R・ホールウェイである —— が任命され、さらに織布工の取締りのために織元のうちから同じく二人の管理官が選任されている。しかし、こうした管理官の職務が何であったかは不詳であり、僅かに飲酒、賭博行為等を取締り不頼の労働者を追放したこと等が記録されているが、生産過程の統制や雇傭条件の監督をおこなった形跡はみられない。織元はほとんど望むままに能力ある労働者を備い納得のいく賃金を支払って生産を遂行していたし、法定規格に合うかぎり好むように布を織っていたといえるのである。キャスル・コムに関するかぎり『そこにはギルド規制に相当するものは事実上存在せず、……マナー当局は毛織物の生産にはほとんど介入しなかった』(Ibid. p. 203) と結論するのが妥当であった。

執事ウィリアムの目に映じたキャスル・コム の発展 一四五四年に記された執事による「備忘録」は当時のキャスル・コ

ムの特徴を次ぎのように描写している。——

『このマナーには二つの村があるが、その一つはオーヴァーコム Overcombe とよばれ、台地上の土地を耕作のために占有するヨーマンがそこに居住している。他の一つはネザーコム Nethercombe とよばれ、織布工、縮絨工、染色工等のような毛織物の生産にたづさわっている手工業者たちが住んでいる。』

そして、さらにこの執事は、一四〇九年以来五〇軒にのぼる家屋が新たに建てられた事実を述べ、しかもその大半は大小の織元によるものである点に注意を喚起している。そのうちには前出の織元 R・ホールウェイが九軒の建物の新築したのを始めとして、R・ウェップの四軒、ヘインズの寡婦の二軒等が含まれているが、いづれも住居の建築というよりは作業場の創設であり、さらに新しく四ケの水車がこれらに混って出現した。

こうした新しい家屋の続出はそれ自体キャスルコムにおける人口と富の増加を表示するのであるが、他方ではその担い手たるネザーコム の織元層の経営的成長を物語るものである。これらの人々は史料によってしばしば『農民的手工業者 peasant artisan』とか『臨時に織布に従事するヴァーギター Viggers engaged part time in weaving』とよばれるタイプの生産者である。彼らの発展径路もさきのストラウド溪谷の織元たちのそれに酷似しており、キャラスーウィルソンによれば、『まず小屋の保有から始まり、つねに水車(しばしば縮絨

用と同時に穀物用)と一、二ツアーキットの土地を獲得する。そしてマナーの直営地や建物を定期小作する際に他のそれを合併し、羊を飼い、自己の毛織物を製造するために渡りの織布工や縮絨工を雇い、それを自己の家で染色させたうえプリストルやロンドンで自己の代理人を通じて販売していた』(Ibid. p. 202)のである。

キャスル・コム<sup>1)</sup>の局地的市場 こうしたキャスル・コム<sup>1)</sup>の産業的發展は当然の帰結として局地的な商品取引の發達を促がした。ネザールコム<sup>2)</sup>帯にはオーヴァークムのヨーマンの穀物にたいする有効需要が開発され、そこに村落内での商取引が成立していたことは想像に難くないのであるが、食糧への需要は勿論これによって充たされたわけではない。《courtoil》によれば肉屋、パン屋、魚介商などがキャスル・コム<sup>1)</sup>の周辺一〇哩以内の地点から蝟集して、それぞれの商品を現金で取引していた。たとえば、パン屋は Tetbury, Chippenham から、魚介商は Malmesbury から、肉屋は Chippenham, Malmesbury, Cosham, Tormarton, Chipping Sodbury から集まった。

キャスル・コム<sup>1)</sup>には、旧くヘンリー二世時代に開設を許された市場が存在していたが、こうした状況のもとに十五世紀中葉には再び活発な商取引の場となった。執事の「備忘録」によれば、領主ファストーフは住民から集められた五磅の資金と自己の費用を併せて新たな週市と大市の開催権を国王から獲得し、

さらに住民にたいして議会代議員に拠金を免除して市場の育成と開発をはかった。

《entry fine》と土地市場 毛織物生産と市場の育成政策が領主ファストーフにもたらした一つの経済的帰結は《entry fine》の増収であった。一例をあげれば、一三七四年 Thomas Toucker によって一〇磅六志八片の《fine》で定期小作されたブレイステッドの水車は、一四二〇年、二〇磅の《fine》により新しく Richard Halway が借りうけた土地についても水車についても、こうした定期小作の改訂により夥しい《entry fine》の引上げがおこなわれた。所領内の新しい産業的繁栄はマナーの保有地にたいする新しい大きな需要を喚起し、活発な土地市場の展開をもたらしたのである。『誰がもつとも多くの額を支払うか』を探索することが執事に課せられた課題であり、もし一年以内に新しい借り手が現われてヨリ高額の《fine》を支払うという申請をおこなう場合には、さきの借り手に仮りに一層高額の支払いをする用意があつても、その保有地は引上げるべきであると考えられた。実際、土地市場が活発化していく過程でも保有地の基本構成にはみるべき変化はなく、その統合がおこなわれた例もまれであった。しかし、保有地はさきの保有者との関係に拘束されることなく領主の手に引上げられ、新たな借地人の手にいつそう高額の《fine》の支払をえて委ねられるのがつねであった。

エビローグ キャラズウィルソン教授はこの論文をつぎ

のように結んでいる。――

『十五世紀におけるキャスル・コム・マナーの経済的發展については、このようにおびただしき史料が残されている。それはストラウドウォーターの場合よりもいっそう早熟的であると思われる。』というのは、キャスル・コムのもっとも急速な發展はこの「十五」世紀の前半、百年戦争の第二期になされたが、ストラウドウォーターのそれは、史料がなく明瞭に位置づけるのは困難ではあるが、ほぼエドワード四世とヘンリー七世の治世であつたと考えられる。この二つの時期は、いづれも全般的にイングランドの毛織物貿易が發展した時期であり、この「貿易の」發展にはキャスル・コムもストラウドウォーターもそれぞれの役割を演じていたはずである。しかし、われわれはこうしたストラウドウォーターの發展を僅かに察知できずにすぎない。なぜなら、ただ研究者を誤らせがちな土地台帳やマナーの會計記録以外には、地方史料がほとんど残されていないからである。他方、キャスル・コムの場合には、それは明かに看取することができる。このマナーの史料には、《court roll》の異例なまでに完全なシリーズが含まれているだけでなく、小心なまでに忠実な執事ウィリアム・オブ・ウスターの「備忘録」――おそらく比類のないものであろう――も残されていたからである。』(ibid. pp. 204—205)